

○財務省告示第五百九十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十五年九月二十二日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年九月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	募集の価格	利率	経過の払込み
利付国庫債券（二年）（第二百十 二回）	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二條第一 項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 額面金額で千億円	千億七千万円	五万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年九月二十二日	額面金額百円につき百円七銭	〇・二パーセント	（一）日本郵政公社総裁は、払込金 額に加えて、次の算式により算 出した金額を第十九号に規定す る期日に払い込むものとす



十 十  
九 八

払 募 払  
込 集 場  
期 期 所  
日 間

平 五 平  
成 年 成  
十 九 十  
五 月 五  
年 十 年  
九 六 九  
月 日 月  
二 ま 二  
十 で 日  
二 日 日  
日 日 日  
から  
平成  
十